

審第5013号-1  
答申第375号  
令和8年1月14日

千葉県教育委員会  
教育長 杉野 可愛 様

千葉県個人情報保護審議会  
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年3月11日付け教職第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第342号

令和6年1月20日付けで審査請求人から提起された、令和5年11月6日付け教職第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和5年11月6日付け教職第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年10月22日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇年度（〇〇年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考、中・高共通社会 一般選考 受験番号不明につき、その個別面接および模擬授業に関する、面接担当者および模擬授業担当者による詳細な所見（評価）」及び「〇〇年度（〇〇年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考、小学校〇〇 一般選考 受験番号〇〇につき、その個別面接および模擬授業に関する、面接担当者および模擬授業担当者による詳細な所見（評価）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇年度（〇〇年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 個別面接評定票2枚 模擬授業評定票2枚」（以下「本件文書1」という。）及び「〇〇年度（〇〇年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 個別面接評定票2枚 模擬授業評定票2枚」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6年1月20日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年3月11日付け教職第〇〇号一1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

個人情報保護法第78条第7号・ハ及び第7号・ヘを根拠として不開示とした部分について、開示するよう求める。

イ 本件審査請求の理由

審査請求人は、試験に関する事務に関し、正確な事実を把握するためにこそ、各様式に記載された評価・評定に係る内容を開示請求したのであって、処分庁は、個人情報保護法第78条・ハの適用を誤っていると考える。

また、委員氏名及び各委員が記載した評価・評定に係る内容を開示すると、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるという部分については、委員氏名を不開示とすれば、今後の事務に支障を及ぼすおそれがあるとはまでは考えられない。よって、処分庁は、個人情報保護法第78条・ヘの適用を誤っていると考える。

さらに、採用選考の透明性確保の観点からは、受験者本人に対しては詳細な選考結果を開示することが望ましく、全国的に詳細な選考情報の開示が進んでいる。名古屋市では、教員採用選考専用の保有個人情報開示請求書まで用意されている。処分庁も、全国の流れに沿って詳細な選考結果を開示し、選考の透明性を確保することが望ましいと考える。

(2) また、審査請求人は、反論書において、以下のとおり主張している。

ア 弁明書には、『教員採用選考の個別面接及び模擬授業の仕組みが有効に機能するためには、実施内容の選考の公平かつ適正な遂行に支障を及ぼさない範囲で受験者に明示することが必要である。そのため、選考の実施内容等については一部公表している。しかしながら、不開示とした「評価・評定に関する部分」は、受験者の人柄・性向等を判断するための評定項目が記載されており、秘匿性が高い情報である。それらの情報が公開されると、今後の教員採用候補者選考において、受験者は事前に個別面接及び模擬授業における評定方法や質問項目を予測することが可能となる。また、受験者は、個別面接の際に自らの評定が高くなるよう、事実を極端に誇張したり、本来の自分とは異なる人物像を装って回答したりするといった受験対策を講じることが可能となる。』とあるが、そもそも「評価・評定に関する部分」における評定項目は、処分庁自身が毎年公表する「選考方針」における各評価項目と各観点すなわち〇〇年度採用選考の場合は、個別面接の評価項目が「人間性」、「資質 情熱」、「指導力」、観点が、「自らの課題を認識し、前向きに努力しようとしているか。」、「明るく、活力があり、誠実さがあるか。」、「協調性があり、素直に人の話を受け入れられるか。」、「教育に対して強い熱意を持って

いるか。」「教育公務員としての自覚と責任を持って勤務しようとする意識があるか。」「質問に対し、的確に回答しているか。」「教員として求められる識見を持っているか。」「児童生徒の実態に即した指導をしようとしているか。」「模擬授業の評価項目が「人間性」、「資質 情熱」、「指導力」、観点が、「表情や動きに明るさや温かさがあるか。」「児童生徒の考えや意見をしっかりと受けとめているか。」「柔軟性に優れ、時と場に応じた指導ができているか。」「児童生徒の気持ちに配慮しながら理解を深め、信頼を築こうとしているか。」「児童生徒の興味関心や発言を引き出すための工夫をしているか。」「児童生徒の考え等をよく把握し、わかりやすい授業を行っているか。」「授業のねらいが明確で、説明・発問が簡潔明瞭か。」「児童生徒の発達段階と場に応じた指導をしているか。」であるが、これと合致するはずである。万が一「評価・評定に関する部分」における評定項目が、この選考方針と合致しないのであれば、自らが公表している選考方針とは異なる評価項目と観点で選考を実施しているということになり、極めて不透明な選考を実施していると認めることと同義である。よって、「評価・評定に関する部分」における評定項目は、秘匿性が高い情報などではまったくなく、審査請求書で求められたとおりに開示するべきである。さらに付け加えれば、たとえば名古屋市では、面接委員別の個別評定と所見欄情報を開示している。

以上のことから、「評価・評定に関する部分」を開示しても、「個別面接の目的である人物的な側面からの受験者の評価を正確に行うことが困難となり、試験に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。」とは認められず、開示しない場合には、自らが公表している選考方針とは異なる評価項目と観点をういた極めて不透明な選考を実施していると認めることになるのみである。

イ 弁明書には、『個別面接及び模擬授業では、委員が受験者の発言や態度、所作等を観察して抱いた印象や感想をもとに、人柄・性向等について評定することとなる。したがって、個別面接評定票及び模擬授業評定票に記載された、「各委員が記載した評価・評定に係る内容」は、受験者自らが抱いている自己の人柄・性向等の認識と異なることは当然起こりうることであり、必ずしも肯定的、積極的なものに限られるものではなく、否定的、消極的な内容が含まれる場合もある。さらに、個別面接及び模擬授業では、一面的な評価とならないよう委員2名で評価・評定を行っている。2名の委員各々が受験者の発言や態度、所作等を観察して抱いた印象や感想をもとに評価・評定を行うのであるから、2名の間で評価・評定に差異が生じることは往々にして起こることである。』と

あるが、自己と他人の認識が異なることは自明のことであり、不開示を是とするための弁明になっていない。さらには、「一面的な評価にならないよう」に委員2名で評価・評定を行っているのであれば、むしろ2名の間で評価・評定に差異が出なければ、2名で評価・評定を行う意味がない。弁明書はさらに、『「委員氏名」を不開示とした場合であっても、「各委員が記載した評価・評定に係る内容」を開示すれば、その内容に不満をもった受験者が、実施機関に対して批判、苦情を申し出てくることは十分に考えられ、同様の申し出が多くなれば、選考に対する批判、苦情への対応に係る実施機関の事務の増加のみならず、委員が選考に対する批判、苦情を懸念した結果、受験生に対する率直な評価・評定を避けるようになることも懸念される。このことから、「各委員が記載した評価・評定に係る内容」を開示することによって、「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることは明らかである。』と言う。しかしながら、「毎年ごとに自らが公表している選考方針に沿って評価・評定をしている。」と、実施機関が断言できるのであれば、事前に公表された選考方針に沿った評価・評定が記載されているのであるから、弁明書が言うところの批判、苦情等を恐れる必要などなく、尚また、委員に対しても、『あなたたちではなく、「実施機関が」事前に公表した選考方針に沿って評価・評定するのだから、安心して評価・評定をしてほしい。』と、自信をもって断言できるであろう。

以上のことから、「委員氏名をのぞいた各委員が記載した評価・評定に係る内容」を開示しても、「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれ」があるとは認められず、開示しない場合には、自らが公表している選考方針とは異なる評定項目と観点をういた極めて不透明な選考を実施していると認めることになるのみである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### (2) 処分内容及び理由

###### ア 処分の内容

###### (ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

- a 本件文書1は、〇〇年度（〇〇年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考事務に関し、公正かつ円滑な選考を行うために記録した文書である。本件文書1は個別面接評定票及び模擬授業評定票から構成されており、個別面接評定票（2枚）は2名の委員による評価・評定に係る文書である。模擬授業評定票（2枚）は2名の委員による評価・評定に係る文書である。
- b 本件文書2は、〇〇年度（〇〇年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考事務に関し、公正かつ円滑な選考を行うために記録した文書である。本件文書2は個別面接評定票及び模擬授業評定票から構成されており、個別面接評定票（2枚）は2名の委員による評価・評定に係る文書である。模擬授業評定票（2枚）は2名の委員による評価・評定に係る文書である。

(ウ) 事務の内容

本件文書は、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考に関する事務で作成されたものである。千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の第2次選考で実施している個別面接及び模擬授業について、それぞれ2名の委員が受験者の評価・評定について記録し、この記録に基づいて選考事務を行っている。

イ 処分の理由

(ア) 不開示部分について

本件文書において、他の受験者の受験番号及び氏名は、法第78条第1項第2号に、各様式に記載された評価・評定に係る内容は法第78条第1項第7号ハに、委員氏名及び各委員が記載した評価・評定に係る内容は法第78条第1項第7号ヘに該当することから、当該部分を不開示としたものである。

(イ) 不開示の理由について

本件文書において、他の受験者の受験番号及び氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、法第78条第1項第2号に該当することから、当該部分を不開示としたものである。各様式に記載された評価・評定に係る内容を開示すると、試験に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため法第78条第1項第7号ハに該当することから、当該部分を不開示としたものである。委員氏名及び各委員が記載した評価・評定に係る内容を開示すると、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため法第78条第1項第7号ヘに該当することから、当該部分を不開示としたものである。

(3) 弁明の理由について

ア 法第78条第1項第7号ハの該当性について

請求人は、試験内容に関する事務に関し、正確な事実を把握するためにこそ、各様式に記載された評価・評定に係る内容を開示請求したのであって、実施機関は、法第78条第1項第7号ハの適用を誤っている旨主張する。

この主張について、以下のとおり弁明する。

教員採用候補者選考の個別面接及び模擬授業の仕組みが有効に機能するためには、実施内容を選考の公平かつ適正な遂行に支障を及ぼさない範囲で受験者に明示することが必要である。そのため、選考の実施内容等については一部公表している。しかしながら、不開示とした「評価・評定に関する部分」は、受験者の人柄・性向等を判断するための評定項目が記載されており、秘匿性が高い情報である。それらの情報が公開されると、今後の教員採用候補者選考において、受験者は事前に個別面接及び模擬授業における評定方法や質問項目を予測することが可能となる。また、受験者は、個別面接の際に自らの評定が高くなるよう、事実を極端に誇張したり、本来の自分とは異なる人物像を装って回答したりするといった受験対策を講じることが可能となる。さらに、「評価・評定に関する部分」が請求人に開示されれば、請求人にとっては次回以降の選考対策の一助にもなり、公正、公平に実施されるべき教員採用候補者選考において、他の受験者が不利益を被ることが懸念される。また、請求人が開示により知り得た評価・評定に係る情報を特定又は不特定多数の受験者に提供した場合においても、それらの受験者にとっては選考対策の一助にもなり、他の受験者が不利益を被ることが懸念される。

以上のことから、「評価・評定に関する部分」を開示した場合、個別面接の目的である人物的な側面からの受験者の評価を正確に行うことが困難となり、試験に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。よって、法第78条第1項第7号ハは不開示の理由になるものである。

イ 法第78条第1項第7号ヘの該当性について

請求人は、委員氏名及び各委員が記載した評価・評定に係る内容を開示すると、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるという部分については、委員氏名を不開示とすれば今後の事務に支障を及ぼすおそれがあるとまでは考えられず、実施機関は法第78条第1項第7号ヘの適用を誤っている旨主張する。

この主張について、以下のとおり弁明する。

教員採用候補者選考の個別面接及び模擬授業の仕組みが有効に機能す

るためには、個別面接及び模擬授業の委員が評価・評定等を評定票に自由かつ率直に記載し得る状況であることが必要である。そのため、評定票の「委員氏名」及び「各委員が記載した評価・評定に係る内容」は非公開とすることを前提に選考を実施している。

「委員氏名」を開示した場合、受験者が直接委員に接触し、質問したり、苦情を述べたりすることが可能になる。そうすると、委員は苦情等を受けることを懸念し、受験者の否定的な評定等についてありのままに記載することや低く評価することを躊躇したり、評定等について受験者の心情に配慮した一般的・画一的な表現に終始したりするなど、委員の自由かつ率直な意見が評定に反映されにくくなる。その結果として評価が歪められれば「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることは明らかである。

個別面接及び模擬授業では、委員が受験者の発言や態度、所作等を観察して抱いた印象や感想をもとに、人柄・性向等について評定することとなる。したがって、個別面接評定票及び模擬授業評定票に記載された、「各委員が記載した評価・評定に係る内容」は、受験者自らが抱いている自己の人柄・性向等の認識と異なることは当然起こりうることであり、必ずしも肯定的、積極的なものに限られるものではなく、否定的、消極的な内容が含まれる場合もある。

さらに、個別面接及び模擬授業では、一面的な評価とならないよう委員2名で評価・評定を行っている。2名の委員各々が受験者の発言や態度、所作等を観察して抱いた印象や感想をもとに評価・評定を行うのであるから、2名の間で評価・評定に差異が生じることは往々にして起こることである。

個別面接評定票及び模擬授業評定票に記載された内容や評価・評定によっては、受験者自らの評価又は認識と、実際に記載された評価・評定に差異があること、委員間の評価・評定に差異があること等から、選考に対して受験者が不信感を抱くことも想定される。「委員氏名」を開示とした場合であっても、「各委員が記載した評価・評定に係る内容」を開示すれば、その内容に不満をもった受験者が、実施機関に対して批判、苦情を申し出てくることは十分に考えられ、同様の申し出が多くなれば、選考に対する批判、苦情への対応に係る実施機関の事務の増加のみならず、委員が選考に対する批判、苦情を懸念した結果、受験生に対する率直な評価・評定を避けるようになることも懸念される。このことから、「各委員が記載した評価・評定に係る内容」を開示することによって、「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることは明らかである。

以上のことから、「委員氏名」及び「各委員が記載した評価・評定に係る内容」を開示した場合、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、法第78条第1項第7号へは不開示の理由になるものである。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

### (2) 保有個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した保有個人情報以外に、本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、それ以外の保有個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 本件決定の不開示情報について

#### ア 本件文書について

本件文書は、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考において実施した個別面接及び模擬授業に関し、評価者が各受験者の評価を記録した文書であると認められる。

#### イ 本件文書の不開示部分について

##### (ア) 審査請求人以外の受験者の個人情報について

a 実施機関は、本件文書に記載された情報のうち「他の受験者の受験番号及び氏名」について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 本件文書について審議会で見分したところ、当該部分には、審査請求人以外の各受験者の受験番号及び氏名が記載されていると認められる。当該情報及び審査請求人以外の各受験者の評価・評定に係る内容は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当

である。

(イ) 評価の方法に係る情報について

- a 実施機関は、本件文書に記載された情報のうち「様式に記載された評価・評定に係る内容」について、「受験者の人柄・性向等を判断するための評定項目が記載されて」いるものであり、「開示すると、試験に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため」法第78条第1項第7号ハに該当して不開示が相当であると主張するが、当該情報は教員採用候補者の選考に係る事務に関するものであると認められるので、職権により、同号柱書該当性について、以下、検討する。
- b 審議会で見分したところ、当該部分には、個別面接及び模擬授業における評価の具体的な方法に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、個別面接及び模擬授業の評価の基準・方法等が明らかになり、これらの情報を得た者は、当該選考を合格するために、本来の自分とは異なる人物像によって当該選考に臨むことができるようになる。その結果、評価者による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は法第78条第1項第7号柱書に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(ウ) 評価者の氏名及び評価について

- a 実施機関は、本件文書に記載された情報のうち「委員氏名及び各委員が記載した評価・評定に係る内容」について、「開示すると、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため」法第78条第1項第7号ヘに該当して不開示が相当であると主張するが、当該情報は教員採用候補者の選考に係る事務に関するものであると認められるので、職権により、同号柱書該当性について、以下、検討する。
- b 審議会で見分したところ、当該部分には、個別面接及び模擬授業の評価者の氏名及び各受験者に対する評価が記載されていると認められる。

また、個別面接及び模擬授業における評価の信頼性及び妥当性が確保されるためには、評価者が観察したことや感じたことについて自由に記載し、それに基づいて率直な評定及び判定を行い得る状況が前提となっていると認められる。

(a) 評価者の氏名については、これを開示すると、個別面接又は模擬授業の結果に納得しない受験者等から当該評価者に対して、質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがある。その結果、評価者による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は法第78条第1項第7号柱書に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(b) 各受験者に対する評価については、これを開示すると、個別面接又は模擬授業の結果に納得しない受験者等から当該評価者又は実施機関に対して、質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがあり、そのような状況下では、評価者の観察や率直な意見が評価に反映されにくくなる。

また、当該情報を開示すると、個別面接及び模擬授業の評価基準が明らかになり、この情報を得た者は、個別面接及び模擬授業を通過するために、本来の自分とは異なる人物像によって個別面接及び模擬授業に臨むことができるようになる。その結果、評価者による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は法第78条第1項第7号柱書に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

##### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 3月11日	諮問書（弁明書及び反論書の写しを含む。）の受理
令和7年11月21日	審議（令和7年度第7回第1部会）

令和7年12月26日	審議（令和7年度第8回第1部会）
------------	------------------

千葉県個人情報保護審議会第1部会